

日本共産党の松岡徹です。知事提出議案第31号、32号、33号、34号に対する反対討論を行います。

奨学金、育英資金のことについては、これまでも度々意見を述べたきました。

県の育英資金の運営のために関係職員のみなさんが努力、苦勞をされていること、それぞれのケースのなかにはそれなりの事情があることを、私なりに承知しているところです。

しかしながら、育英資金返還の延滞者に、延滞返還金、延滞利息を一括して払わせるとの請求には、同意できません。

延滞金は、返済が遅れたものへのペナルティであり、そもそも奨学金、育英資金制度の理念、精神に沿わないものです。

奨学金、育英資金の根本精神にたつて、現役の生徒・学生、親の奨学金への不安を軽減するために、奨学金の返済に困ったときのセーフティーネットを拡充していくことこそ、今強く求められています。

奨学金は、将来の返済能力がわからない段階で申請をし、それに対して貸し出しをするというものです。高校、大学を出て、予期せぬ困難に遭遇して、返済困難に陥ったものに対して、一律に返済を求めるのではなく、返済可能な分納計画をつくって、解決をはかることがのぞまれます。

国の奨学金事業の実施団体である日本学生支援機構は、返済困難者を相手どって、年間6000件もの裁判を起こしています。様々な困難を抱える延滞者に対して、「滞納すれば延滞金や裁判」ということで、さらに苦境に追い込んでいます。県の返還の延滞者に、延滞返還金、延滞利息を一括して払わせるとのやり方は、こうした国の対応に追従したもので、あらためるべきです。

奨学金については、多くの学生・生徒が、学生支援機構の奨学金と地方自治体などの奨学金を併用しており、様々な問題があります。

奨学金借入時に連帯保証人を求めることになっています。この制度は、親が高齢になった時に連帯保証人としての借金返済を迫られるという深刻な矛盾があり、問題となってきました。本人は、自己破産したが、親に催促が行き、奨学金の返済が家族の人生まで狂わせるという事態も起きています。

その「改善」策として、国は、毎月の奨学金から保証料を天引きするやり方もとっていますが、4年間で奨学金は10万円も減らされということになってしまいます。

延滞金にしても、連帯保証人にしても、保証料の天引きにしても、憲法、教育基本法に立脚した学生の勉学条件、生活条件の支援というより、もっぱら財政運営的視点から、ことを組み立て

るところに問題があります。

県として、セーフティネットの拡充をはかりながら、国に対しても会税を求めるべきです。

日本の奨学金が貸与制というところから、奨学金という借金が多くの若者の未来を押しつぶす事態となっています。

いま奨学金を借りると、平均的なケースで300万円、多い場合には1000万円もの借金を背負って社会人になります。ところが、非正規雇用の増大などで、雇用、収入は不安定であり、大学・短大などを卒業した30～50代の3分の1以上が年収300万円以下の賃金という状況です。こうしたもとで奨学金を借りた既卒者の8人に1人が滞納や返済猶予になっています。

学生の場合は、「多額の借金」を恐れて奨学金を借りたくてもがまんする。学費、生活費のために、深夜までバイトする。違法・無法な働かせ方を求める「ブラックバイト」から抜け出せないという事態が広がっています。

何故こういう事態が広く起きているのか。奨学金が給付制ではなく、貸与制になっているからです。

OECD加盟国で、大学の学費があり、返済不要の給付奨学金がないのは日本だけです。アメリカでは、最高で年間約60万円、平均約40万円の給付奨学金を全学生の3分の1以上が受給しています。

政府は、2012年に長年留保していた国際人権規約の「高等教育の漸進的無償化」条項を受け入れました。これは国際公約であり、具体化を進めていくべきです。その責務は、国だけでなく地方自治体も、同じ行政機関として果たすべきものです。

2012年度の予算編成過程では、文部科学省が給付制奨学金の導入として146億円を概算要求しましたが、最終的にはカットされました。自民党は前々回の総選挙で、「大学における給付型奨学金の創設に取り組みます」と公約に掲げました。

日本の教育への公的支出は、OECDの中で最下位の状態です。

日本の政治と教育が、国際公約である「高等教育の漸進的無償化」に真剣に向き合うことが強く求められており、奨学金制度の見直しも急いで具体化をはかるべきです。

学生・生徒が、経済的条件に左右されることなく、安心して、進学し、勉強できるよう、また年老いた、年金生活の親が、連帯保証人として苦しむことがないような、国、県の奨学金制度の確立を求め、討論を終わります。